

山口県報

平成18年
12月19日
(火曜日)



就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県条例第五十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項第四号及び第二項第三号の規定に基づき、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「施設」とは、法第三条第一項の施設をいう。

2 この条例において「認可外保育施設」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第

目 次

条例	一
就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例	一
精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例	九
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〇
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	一
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	一
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	二
山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	二
山口県警察職員賞しゅつ金支給条例の一部を改正する条例	三
警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例	四

山口県知事 二 井 関 成

三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。）第一条で定めるものを除く。）をいう。
（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準）

第三条 法第三条第一項第四号の条例で定める認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保育に従事する者が、満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上で満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上で満四歳に満たない子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どものおおむね三十人につき一人以上であり、かつ、常時二人以上であること。

二 満三歳以上の子ども全員が施設の提供するサービスを利用する時間帯（以下「共通利用時間」という。）においては、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員にその教育を担当させること。この場合において、一学級の子どもの数は、原則として三十人以下であること。

三 職員のうち満三歳に満たない子ども保育に従事するものは、保育士（児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。）であること。

四 職員のうち満三歳以上の子ども保育に従事するものは、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第一項の普通免許状をいう。以下同じ。）又は助教諭の臨時免許状（同項の臨時免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、保育士であること。ただし、これによるのが困難であると認められる場合は、幼稚園の教諭の普通免許状若しくは助教諭の臨時免許状を有する者であつて保育士となる資格を取得するよう努めていると認められるもの又は保育士であつて幼稚園の教諭の普通免許状を取得するよう努めていると認められるものであることと足りる。この場合においては、当該者が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士となる資格を取得することを容易にするために、施設が必要な措置を講じていること。

五 職員のうち共通利用時間以外の時間帯において保育に従事するものは、保育士（その所在地が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内である幼稚園又は認可外保育施設であつて共通利用時間以外の時間帯において保育に従事する者を保育士である者とする）が困難であるものにあつては、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（であること）であること。

六 学級担任（第二号の職員のうち主たる担当者をいう。以下同じ。）は、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者

(その所在地が過疎地域内である保育所又は認可外保育施設であつて学級担任を幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者となることが困難であるものにあつては、保育士であつて意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの)であること。

七 施設に長を一人置いていること。

八 施設の長は、次のいずれかに該当する者であつて、子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるよう管理又は運営をする能力を有するものであること。

イ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第八条各号に掲げる資格を有する者又はこれと同等の資質を有すると認められる者

ロ 学校教育法施行規則第九条に規定する者

ハ 保育所の長又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

九 保育室又は遊戯室、運動場又は屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

十 施設の利用に供される建物、運動場及び屋外遊戯場は、同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

イ 子どもに対して教育及び保育を適切に提供できること。

ロ 子どもが移動する際の安全が確保されていること。

十一 満二歳に満たない子どもの保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。この場合において、乳児室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

十二 施設が幼稚園である場合は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 園舎の面積(満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上で満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。)は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積以上であること。

(1) 一学級の場合 百八十平方メートル

(2) 二学級以上の場合 学級数から二を差し引いた数に百平方メートルを乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

口 運動場又は屋外遊戯場の面積は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積に満二歳以上で満三歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートルを加えた面積以上であること。

(1) 二学級以下の場合 学級数から一を差し引いた数に三十平方メートルを乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積

(2) 三学級以上の場合 学級数から三を差し引いた数に八十平方メートルを乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

十三 施設が保育所である場合は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。

ロ 運動場又は屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

十四 施設が認可外保育施設である場合は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前号イに掲げる要件。ただし、第十二号イに掲げる要件を備えている場合における満三歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室については、この限りでない。

ロ 第十二号ロ又は前号ロに掲げる要件

ハ 定員は、六十人以上(施設の所在地が過疎地域内である場合は、二十人以上)であること。

十五 教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領(学校教育法施行規則第七十六条に規定する幼稚園教育要領をいう。)及び保育所保育指針(保育所における保育の内容に関して厚生労働大臣が定めた指針をいう。)に基づいていること。

十六 個々の子どもに対する教育及び保育は、その発育の程度に応じて一貫して行うものであること。

十七 共通利用時間における教育及び保育とそれ以外の時間帯における保育を一貫して行うものであること。

十八 教育及び保育について、子どもの発育の程度に応じた具体的な目標及びそれを達成するために職員が行うべき事項(以下「ねらい等」という。)を定めていること。

十九 教育及び保育は、当該施設において集団生活を経験した期間が子どもごとに異なることに配慮して行うものであること。

二十 教育及び保育の内容は、個々の子どもの一日の生活様式又は個々の子どもが施設において提供されるサービスを利用する時間若しくは日数に応じて工夫されていること。

二十一 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、教育活動の内容の充実を図っていること。

二十二 次に掲げる事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画(以下「全体計画」という。)並びに年、学期、月、週及び日ごと

の指導に係る計画（以下「指導計画」という。）を作成し、これに基づいて適切に教育及び保育をするものであること。

イ 全体計画においては、施設における教育及び保育に係る目標及び理念並びに施設の運営の方針を明らかにすること。

ロ 指導計画の作成に当たっては、子どもの一日の生活様式に配慮して、活動と休息との調和、緊張感と解放感との調和等を図るようにすること。

ハ 全体計画及び指導計画のうち共通利用時間に係る部分の作成及びその実施に当たっては、ねらい等に準拠すること。

ニ 年度の初日の前日において年齢を同じくする満三歳以上の子どもについて編制される学級により集団的に行われる活動と年度の初日の前日における年齢を異にする子どもにより行われる活動とを子どもの発育の程度に応じて適切に組み合わせること。

ホ 試験、検定等に合格することを目的とした知識又は特別な技能の修得又は習得のみを目的とすることのないように配慮すること。

二十三 食育の推進に関する計画を作成していること。

二十四 次に掲げる事項に留意して園舎、保育室、運動場又は屋外遊戯場、遊具、教材等の環境を整備していること。

イ 満三歳に満たない子どもについては健康及び安全を確保し、並びに心身の発達を助長することができるものとなるように、満三歳以上の子どもについては集団的に行う活動を充実し、及び年齢を異にする子ども間の交流を図ることができるものとなるように工夫すること。

ロ 一日の生活様式又は施設において提供されるサービスを利用する時間（以下「利用時間」という。）が異なる子どもが同一の施設において生活することを踏まえ、子どもに不安等を与えないものとなるよう配慮すること。

ハ 活動の用に供する場所及び休息の用に供する場所が調和するよう適切に配置すること。

ニ 共通利用時間については、個々の子どもの生活様式の理解及び行動の予測に基づき計画的に環境を整備すること。

ホ 子どもが安心して睡眠することができるようにすること。

二十五 毎日の教育及び保育は、次に掲げる事項に留意して指導するものであること。

イ 満三歳に満たない子どもについては、成人に対する依存度が極めて高いことを考慮して、家庭生活から施設における生活へ円滑に接続することができるよう家庭との連携協力を十分に図ること。

ロ 一日の生活様式又は利用時間を異にする子どもが同一の施設で生活することを踏まえ、子どもに不安等を与えないようにする等の配慮をすること。

八 集団的に行われる活動の中で、子どもが遊びを中心とする活動に主体的に取り組むことにより、心身の発達が促される機会が与えられるよう工夫すること。

二 食事についての望ましい習慣を養い、食に関する様々な体験活動等を通じて食事をするこへの興味又は関心を高め、及び健全な食生活を実践する能力を培う食育に取り組むこと。

ホ 個々の子どもの状況に応じた飲食物の摂取の方法及び摂取量、食物アレルギーへの適切な対応並びに利用時間が異なることにより施設で食事をする子どもと食事をしない子どもの双方が在籍していることに配慮すること。

へ 施設における睡眠の時間及び方法は、画一的なものとならないよう配慮すること。

ト 子ども健康状態、発育の状況、家庭環境等にかんがみ対応について特別な配慮を要すると認められる子どもについて、個々の子どもの状況を的確に把握し、医療、保健、福祉等に関する専門的な業務を行う機関と連携して、適切な環境の下で当該子どもの健やかな心身の発達が図られるよう配慮すること。

チ 子どもの健やかな心身の発達を図るために、毎日、子どもの状況を的確に把握し、その状況を家庭と相互に連絡して、日常的に連携を図ること。この場合において、家庭の信頼が確保されるよう職員間の連携協力体制を整備すること。

リ 教育及び保育への保護者の積極的な参加を促すこと。この場合において、すべての保護者が相互に理解を深めることができるよう配慮すること。

二十六 次に掲げる事項に留意して施設における教育及び保育と小学校及び特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）における教育との連携を図っていること。

イ 小学校等における教育に円滑に接続するために、施設における教育及び保育の内容を工夫すること。

ロ 施設の所在する地域の小学校等との交流、合同の研修の実施等の活動を通じて、施設の子どもと小学校等の児童との交流及び施設と小学校等の職員相互の交流を積極的に進めること。

ハ すべての子どもについて学校教育法施行規則第十二条の三第一項の指導要録の抄本その他の子どもの発育の状況を記載した資料を送付する等の方法により、教育委員会及び小学校等と子どもについての情報を積極的に共有すること。

二十七 次に掲げる事項に留意して子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図っていること。

イ 毎日の指導に係る計画の作成、教材の準備、研修等に必要時間を確保するため、子どもの睡眠の時間、休業日等の活用、非常勤職員

の配置、勤務の体制の整備等の方策を講ずること。

ロ 幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者と保育士との相互の理解を図ること。

ハ 多様なサービスを提供するために必要な知識及び能力を職員に習得させるための研修に係る適切な計画を作成し、実施すること。

二十八 子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施されるものであること。

イ 保護者自身の育児に係る能力の向上を積極的に支援すること。

ロ 施設の所在する地域において子育てを支援する活動その他の様々な活動を行っている特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第

二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体又は個人と連携し、その能力を活用すること。

二十九 省令第二条各号に掲げる事業のほか、施設が有する教育及び保育の機能を発揮する事業を実施するよう努めていること。

三十 前号に規定する事業を担当する職員は、保育に関する相談及び指導の業務を行うのに必要な相当の知識及び経験を有する者であること。

三十一 保育に欠ける子どもに対する保育の時間は、一日につき八時間であること。ただし、これにより難しい場合にあつては、保育に欠ける子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況を考慮して定めた時間であること。

三十二 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定められていること。

三十三 子どもに対する保育を提供する施設を保護者が適切に選択できるよう、施設において提供されるサービスの内容その他の情報を公にしていること。

三十四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の二第一項に規定する家庭に属する子ども、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十七条の配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの子ども、障害のある子ども（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。）その他保育を提供する上で特別の配慮が必要と認められる子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行っていること。

三十五 前号の選考を行うに当たっては、県及び市町との連携を図っていること。

三十六 子どもの健康及び安全を確保するために、防災、防犯等の体制及び補償の制度を整備していること。

三十七 食事の提供は、第九号の調理室で調理する方法によっていること。

三十八 施設が提供するサービスについて、利用者等からの苦情が適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な方策を講じていること。

三十九 施設を設置者は、施設の管理及び運営に必要な経済的基礎を有する者であること。

四十 毎年一回以上、自ら管理及び運営の状況の評価を行うことその他の措置を講じ、その結果を、遅滞なく、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により公表すること。

第四条 法第三条第二項第三号の条例で定める認定の基準は、前条（第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第三十三号を除く。）の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

一 職員のうち共通利用時間以外の時間帯において保育に従事するものは、保育士（その所在地が過疎地域内である幼保連携施設（幼稚園及び認可外保育施設で構成するものに限る。）であつて共通利用時間以外の時間帯において保育に従事する者を保育士である者とする）が困難であるものにあつては、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものであること。

二 学級担任は、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者であること。

三 幼保連携施設に長を一人置いていること。

四 幼保連携施設の長は、幼保連携施設を一体的に管理し、及び運営していること。

五 幼保連携施設が幼稚園及び保育所で構成するものである場合は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前条第十二号イ又は同条第十三号イに掲げる要件

ロ 前条第十二号ロ又は同条第十三号ロに掲げる要件

六 幼保連携施設が幼稚園及び認可外保育施設で構成するものである場合は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前条第十二号イ及びロに掲げる要件

ロ 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上で満三歳に満たない子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。

七 子どもに対する保育を提供する施設を保護者が適切に選択できるよう、幼保連携施設において提供されるサービスの内容その他の情報を公にしていること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十九年三月三十一日までの間における第三条第二十六号の規定の適用については、同号中「及び特別支援学校」とあるのは、「並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」とする。

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十六号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告について必要な事項を定めるものとする。

(報告の徴収)

第二条 知事は、精神科病院の管理者（法第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して五年を経過しないもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）第二十条の三に規定する者に限る。）に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者（省令第二十条の四に規定する基準に該当する者に限る。）の症状及び省令第二十条の五各号に規定する事項について定期に報告することを求めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十二月二十二日までの間におけるこの条例の規定の適用については、「精神科病院」とあるのは、「精神病院」とする。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十七号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「基き人事委員会の」を「基づいて人事委員会が」に改め、同条第二項中「月額は、」の下に「職務の級における最高の号給の」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第九条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等(平成十七年山口県条例第四百号)附則第十六項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてこの条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第八条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日まで間は、同項の規定中「職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四百号)附則第十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「基き、人事委員会の」を「基づいて人事委員会が」に改め、同条第二項中「月額は、」の下に「職務の級における最高の号給の」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第十一条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五号)附則第十四項の規定による給料を支給される学校職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える学校職員についてのこの条例による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例第十条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五号)附則第十四項の規定による給料の額との合計額」とする。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県条例第五十九号

山口県知事 二 井 関 成

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十条中「、休息时间」を削り、「並びに第四条から第七条まで」を「、第四条、第六条並びに第七条」に改める。
第十七条中「、第五条」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十一号

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山口県立こころの医療センターの項中「二〇〇床」を「一八〇床」に、「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十二月二十三日から施行する。ただし、第二条第二項の表山口県立こころの医療センターの項の改正規定中「二〇〇床」を「一八〇床」に改める部分は、規則で定める日から施行する。

山口県警察職員賞じゆつ金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十二号

山口県警察職員賞じゆつ金支給条例の一部を改正する条例

山口県警察職員賞じゆつ金支給条例（昭和二十九年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）」に、「法」を「省令」に、「別表」を「別表第三」に、「各等級」を「各障害等級」に改める。

別表第二の備考中「法第二十九条第二項から第六項まで」を「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十九条第五項から第八項まで及び省令第二十六条の五第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県警察職員賞しゆつ金支給条例(以下「改正後の条例」という。)(第三条第三項及び別表第二の規定は、平成十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた賞しゆつ金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた賞しゆつ金については、なお従前の例による。
- 3 平成十八年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に支給の事由が生じた障害者賞しゆつ金に関する改正後の条例別表第二の規定の適用については、当該支給の事由となる障害が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合(地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)別表第三の第七級の項第五号に該当する障害がある場合を除く。)(における当該障害は、同令別表第三の規定にかかわらず、同表に定める第八級に該当する障害とする。

警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例(平成十五年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「政令」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(平成十八年国家公安委員会規則第二十三号。以下「施行規則」に、「各等級」を「各障害等級」に改める。

別表第二の備考1中「政令」を「施行規則」に、「等級」を「障害等級」に改め、同備考2中「政令第七条第二項から第六項まで」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第七条第五項から第八項まで及び施行規則第二条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に係る見舞金の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第一項及び別表第二の規定は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に支給の事由が生じた障害見舞金については、なお従前の例による。
- 3 平成十八年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に支給の事由が生じた障害見舞金に関する改正後の条例別表第二の備考1の規定の適用については、当該支給の事由となる障害が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十二号）別表第二の七級の項第五号に該当する障害がある場合を除く。）における当該障害は、同規則別表第二の規定にかかわらず、同表に定める八級に該当する障害とする。

平成十八年十二月十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）